

津波により浸水した一部の区域における建築制限 期間の延長について

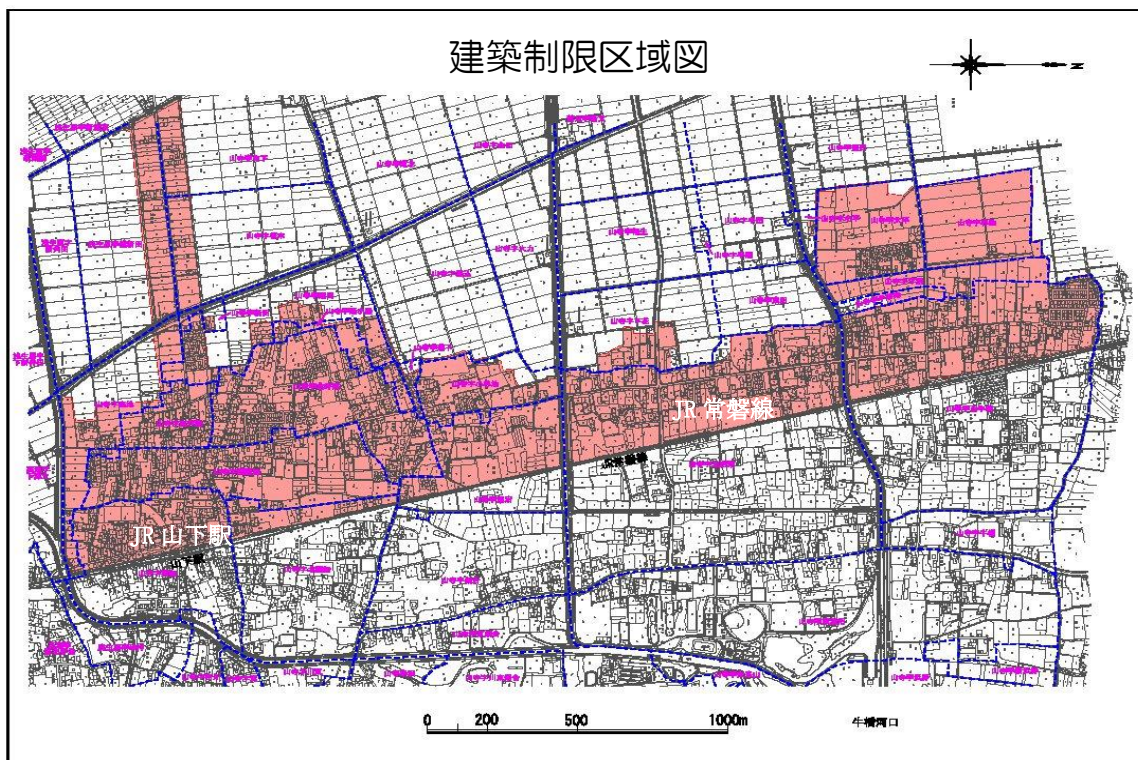
山元町では、復興に向けたまちづくりの方針を定め、その後に実施される事業などに支障をきたすことがないように、津波により浸水した一部の区域について、建築制限を実施しています。

現在、復興に向けた計画を策定しているところですが、JR常磐線や県道等の構造や位置が未確定であることから、具体的内容について、対象となる区域の方々にお示しできない状況となっています。

よって、これまで同様に、これから実施される事業などに支障をきたすことのないよう、建築物の無秩序な建築を防止するため、建築制限期間を延長します。

1. 制限を延長する区域

- 浅生原字館新田の一部
- 山寺字町下、桜木、下花、頭無、大平、雁小屋、雁田、北頭無、北泥沼、小平、小谷地、新田、高地、泥沼、西牛橋、平沼、道下の各一部
- 山寺字北坪路、谷地、西頭無、東坪路の全部



※これまで同様JR常磐線の西側が対象となります

2. 制限期間

現在の制限期間：平成23年7月1日 から 平成23年 9月11日 まで
延長する場合の制限期間：平成23年7月1日 から 平成23年11月10日 まで
(2か月の延長を行います)